

第6号様式別表5の2の3記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22、法附則第9条第1項、第4項から第7項まで、第17項若しくは第23項又は政令第20条の2の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（同項第2号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。
 - (1) 収入金額課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業を開始した場合
 - (2) 収入金額課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業を開始した場合
 - (3) 収入金額課税事業以外の事業と収入金額課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において収入金額課税事業以外の事業又は収入金額課税事業を廃止した場合
- 4 「外国の事業に係る控除額⑧」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、同欄中「別表5の2の2⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と、「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「別表5の2の2⑪」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑪の欄の従業者数を合計した数」と、「同表⑫」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑫の欄の従業者数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- 5 「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑬」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、同欄中「別表5の2の2⑤」及び「同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載すること。
- 6 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑭」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業（以下この記載要領において「非課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑮」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。
 - (1) 非課税事業以外の事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業を開始した場合
 - (2) 非課税事業を行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業以外の事業を開始した場合
 - (3) 非課税事業以外の事業と非課税事業とを併せて行う内国法人が事業年度の中途において非課税事業以外の事業又は非課税事業を廃止した場合
- 7 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数⑯」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑰」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等以外の事業（法第72条の2第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。
 - (1) その他の事業を行う外国法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
 - (2) 非課税事業等を行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業を開始した場合
 - (3) その他の事業と非課税事業等とを併せて行う外国法人が事業年度の中途においてその他の事業又は非課税事業等を廃止した場合
- 8 法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
- 9 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 10 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。